宇和島遊子地区活性化計画

愛媛県 愛媛県宇和島市

平成20年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 宇和島遊子地区活性化計画

【都道府県名】愛媛県 ┃市町村名┃宇和島市 地区名(※1) ┃宇和島遊子地区 ┃計画期間(※2)┃ 平成20年度~平成23年度

目 標:(※3)

景観保全を原則として、段畑の維持と荒廃段畑の復元を進めると共に、農業生産基盤の整備を行うことで農作業の省力化・効率化を行い後継者の育成や農作物のブランド化を図り、先人の残した 貴重な文化遺産であるその壮大な段畑石垣景観を、後生に維持継承する。

また、観光資源であり、文化庁の重要文化的景観に選定されたこの段畑を広く活用し、地域活性化のために農地復旧等の整備を通じて、他地域からの段畑オーナー人数1割増加を目標に、段畑 維持管理活動の拡大を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区が属する宇和島市は、県都松山市より直線距離にして約70km、愛媛県西南部に位置しており、北は西予市に、東は鬼北町と松野町及び高知県四万十市、南は愛南町と高知県宿 毛市に接している。西は宇和海に面し、足摺宇和海国立公園に指定されている、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続いている。海まで迫る急峻な山々は、起伏の多い 複雑な地形を形成している。有人島を含めると、東西が約38km、南北が約35kmあり、面積は469k㎡で、森林が70%、農地が12%、その他が18%を占めている。

歴史と文化の面では、国指定重要文化財の宇和島城天守をはじめ、数多くの有形・無形の文化財や歴史薫る町並み、郷土芸能、独自の文化などが大切に保存・伝承されている。 主な産業は、タイ、ハマチ、真珠などの養殖を中心とした水産業、かんきつ類、稲作、木材などの農林業、中心市街地における商工業、豊かな自然や歴史文化及びイベントを活かした観光 等がある。

交通網では、鉄道がJR予讃線、JR予土線の2線あり、四国西南地域の重要な幹線道路である自動車専用道路宇和島道路、一般国道56号、320号が本市の市街地を縦貫している。

現状と課題

当地区の段畑は、平均勾配40°、畑地幅は1~2m、石垣は概ね人頭程度の石による空石積みで、平均高は1m以上に及び、その段数は50段余りを数えます。年間通じた徹底した除草作業は、今もなお手作業で行われている。

このような農地で、石垣の維持管理や草刈り等日々の農作業は、高齢化、後継者不足等もあり、労力的には大変厳しい情勢であり、今後どのように段畑を維持するかが課題である。

今後の展開方向等

今後は、文化庁の重要文化的景観に選定された「遊子水荷浦の段畑」の保存と活用を支援するため、

- 1. 石垣景観保全を原則として、農作業の省力化・効率化を図るため、必要最小限の軌道工を設置する。
- 2. 先人の残した貴重な文化遺産である段畑景観を創造するために、長期荒廃農地である段畑を復旧する。

気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間的な区分に属し、年平均気温は16~17°Cで四季を通じて温暖である。

以上のような施策を展開することで、農業後継者を育成し、地域を活性化することにより、「遊子水荷浦でしか見ることのできない段畑景観」を後世に残し引き継ぐことを目標とし、現在、26 人いる段畑オーナー人数の1割増加を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
宇和島市	水荷浦地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	宇和島市	有	イ	
宇和島市	水荷浦地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	宇和島市	有	/\	
宇和島市	水荷浦地区	漁業集落環境整備事業	宇和島市	無		H15~H20

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項	頁(※6)
-----------------------	-------

3 活性化計画の区域(※1)

宇和島遊子地区(愛媛県宇和島市) 区域面積(※2) 389 ha

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

本区域の総面積389haのうち農林地面積は361haで93%を占め、就業人口のうち農林漁業従事者の割合が一番高く、第1次産業が主産業であ

②法第3条第2号関係:

人口の減少(H12→H17で6. 5%減)、農林漁業者の高齢化傾向(高齢化率53%)からみて、活性化のためには定住を図り交流を進めることは必要不可欠である。

③法第3条第3号関係:

計画区域は、市街化・用途区域、市街地を形成している区域は含んでいない。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

現在、段畑オーナー人数が26人であるが、活性化計画終了翌年度の平成24年度に、その1割増加について検証する。 段畑オーナーとは、他地域の方が段畑のオーナーになっていただき、年2回程度馬鈴薯の苗植えと収穫作業を体験していただくものです。

